

平成 29 年 2 月 24 日
一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針（案）の ご検討に当たってのポイント

1. 背景

全銀協 TIBOR 運営機関は、全銀協 TIBOR を「より実取引に依拠した指標」とするために、全銀協 TIBOR の算出・決定プロセスの透明性・公正性を向上させる全銀協 TIBOR 改革を実施いたします（平成 29 年 2 月 24 日付「第 3 回市中協議結果を踏まえた『全銀協 TIBOR 行動規範』等の一部改正および全銀協 TIBOR 改革の実施日等について」をご参照ください。）。

この全銀協 TIBOR 改革により、リファレンス・バンクの呈示レートは、実取引データを含む各種データをもとに、統一・明確化された算出・決定プロセスに従い確定することになりますが、全銀協 TIBOR 改革の実施とあわせ、全銀協 TIBOR 業務規程における公表後のレートの修正（第 18 条）の取扱いの明確化を図るため、別紙 1 のとおり、「全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針（案）（以下「本取扱い方針（案）」という。）」を取りまとめました。

2. ご意見をいただきたいポイント

（1）公表後の全銀協 TIBOR レートの修正について

本取扱い方針（案）では、全銀協 TIBOR 業務規程を踏まえ、原則として、公表後の全銀協 TIBOR レートを修正しないこととしています。これは、公表後に全銀協 TIBOR レートを修正した場合、全銀協 TIBOR レートを利用した金融取引等を約定された利用者に多大な影響を与えることが懸念されるためです。この点を考慮し、第 3 回市中協議（平成 28 年 11 月 30 日意見募集開始。平成 29 年 2 月 24 日結果公表）を踏まえ、全銀協 TIBOR レートの日々の正確な公表を確保し、指標としての信頼性を維持することを目的として、公表時間を「当日午後 1 時まで」と 1 時間後ろ倒しすることを決定しています。

この対応により、実取引データを含む多種多様なデータを収集してレート呈示を行う全銀協 TIBOR 改革の実施後においても、日々の正確なレート公表が確保できると考えられることから、原則として全銀協 TIBOR の公表後のレート変更は行わないと整理したものです。なお、この場合であっても、全銀協 TIBOR 業務規程にしたがって、公表レートの水準に著しい影響が生じる場合は公表レートの修正を行うこととします。

今回の考え方に対し、海外金利指標のように、一定の時限（例えば公表当日の一定時刻）までに誤りが判明した場合を除き公表レートの修正をしないという取扱いも考

えられることから、この点も踏まえ、「本取扱い方針（案）」にご意見をいただければと考えています。

（２）全銀協 TIBOR レートの修正を要する「閾値」の水準について

本取扱い方針（案）では、全銀協 TIBOR 業務規程を踏まえて「公表レートの水準に著しい影響が生じる場合には」全銀協 TIBOR レートの修正を検討することとしています。

これは、将来的な金利水準により「著しい」水準に変動があり得ることに加え、誤算出の事例もないことから、現時点において具体的な「閾値」を設定することは困難と考えていることによるものです。

この考え方に対し、海外金利指標が、公表レートへの影響の閾値¹を具体的に定めている事例があること考慮し、全銀協 TIBOR についても、「公表レートの水準に著しい影響が生じる場合」の検討に当たり、具体的な「閾値」の設定も考えられることから、この点も踏まえ、ご意見をいただければと考えています。

以 上

¹ 公表当日に修正を行う場合の閾値として、LIBOR は 3 bp 以上、EURIBOR は 2 bp 以上公表値と修正値がかい離している場合、としています。